

ご注文頂くお客様に

デンタルシステムズ株式会社がお客様に提供するコンピュータ・ソフトウェア『POWER4G』（以下「本ソフトウェア」といいます）の保守及び使用許諾の各条件については、以下の「保守契約」及び「ソフトウェア使用許諾条項」で定めています。お客様が上記「保守契約」及び「ソフトウェア使用許諾条項」の各内容の全部又は一部に同意頂けない場合は、本ソフトウェアをご利用頂けませんので、本ソフトウェアの申込をされる前に必ずこれらの内容をご確認下さい。

本ソフトウェアの申込をされたお客様は「保守契約」の全部について同意され、デンタルシステムズ株式会社との間で「保守契約」を締結されたものとみなし、また「ソフトウェア使用許諾条項」の全部について同意されたものとみなします。

保 守 契 約

2019 年 12 月改定

お客様（以下甲という）とデンタルシステムズ株式会社（以下乙という）は、甲が乙より購入または乙が販売するリース会社よりリース（以下「購入」と「リース」をあわせて「導入」という）した『POWER4G』（以下「本ソフトウェア」という）と「本ソフトウェア」を搭載するパーソナルコンピュータや関連するプリンター等の機器（以下「本機器」という）に関する保守サービスの条件等につき下記のとおり合意する。

第 1 条(保守サービスの範囲)

1. 乙は下記「本ソフトウェア」更新プログラムを甲に提供する。
 - (1) 点数改正及びレセプト様式の変更に対応した「本ソフトウェア」の更新プログラム。
但し、「本機器」の機能の範囲内とする。
 - (2) 点数改正に伴うマスター（病名、処置）の追加、改訂に対応した「本ソフトウェア」の更新プログラム。但し、甲に開放しているマスター及び投薬マスターの追加、改訂は、本契約の保守サービスの範囲外とし、甲が乙にその実施を要請するときは、甲はその都度乙が別に定める料金及び実費を支払うものとする。
 - (3) 法令改正に対応した「本ソフトウェア」の更新プログラム。
 - (4) 乙の判断に基づき必要に応じて行う「本ソフトウェア」のバージョンアップ用更新プログラム。
2. 乙は電話による保守サービスを下記の通り実施する。
 - (1) 甲は「本ソフトウェア」の使用上の問題点等及び「本機器」に関する故障につき、乙の設置するサポートセンターに電話し、乙の技術者からの指導で問題点や故障の解決をはかることができる。但し、通信費用は甲の負担とする。又リモートメンテナンスに必要な通信費用も甲の負担とする。
 - (2) サービス時間は原則として月曜日から土曜日（祝祭日を除く）の 9:00～18:00 とする。
 - (3) 尚、甲は電話による保守サービスが効率的かつ円滑に乙から提供されるように、通信回線を通じたコンピュータへの接続環境を整えるものとする。
3. 乙は甲の所在地において保守サービスを下記の通り実施する。
 - (1) 甲は「本ソフトウェア」及び「本機器」の正常な使用に支障をきたす障害が発生し、前項（1）の電話による保守サービスでは解決し得ない時は、乙は甲の要請に従って甲の所在地に技術者を派遣し、問題解決を行うものとする。ただし、技術者の派遣は土日・祝祭日・年末年始等の休業日を除く、乙が営業活動を行っている日に行う。技術者の派遣日については甲乙協議により定める。
 - (2) サービス時間は原則として月曜日から金曜日（祝祭日を除く）の 9:00～18:00 とする。
 - (3) 前項のサービスには、「本機器」の代替機の提供を含むものとする。また「本機器」でなく甲がすでに所持または、甲が独自に購入ならびにリース会社よりリースした「本ソフトウェア」を搭載する

パーソナルコンピュータや関連するプリンター等の機器に対しても乙は、甲に対しサービスを提供するものとする。

- (4) 「本機器」の障害について、乙の技術者がメーカーでの修理が必要と判断した場合で、「本機器」が、甲が持ち込んだ機器である場合は、メーカーへの修理の手配は甲が行うものとする。
- (5) 「本機器」の修理代金は実費とし、甲の負担とする。

第2条（保守サービスの適用除外）

下記の各項は、本契約に基づく保守サービスには含まれず、甲が乙にその実施を要請するときは、甲はその都度乙が定める料金及び実費を支払うものとする。

- (1) 甲の故意または過失によって発生した障害の修復作業。
- (2) 地震、落雷、津波、洪水等の天災や騒擾、戦争等や盗難等、甲乙いずれの責にも帰すことができない事由で生じた障害の修復作業。
- (3) 第三者からのコンピューターウィルス侵入によって生じた障害の修復作業。
- (4) 甲が、推奨オペレーティングシステム以外のオペレーティングシステムに「本ソフトウェア」をインストールして生じた障害の修復作業。
- (5) 甲が「本ソフトウェア」以外のソフトウェアをインストールして生じた障害の修復作業。
- (6) 基本ソフトウェア（オペレーティングシステム、ネットワーク等）の不具合で生じた障害の修復作業。
- (7) 「本機器」の使用場所の環境を所定の条件に設定・維持することを怠ったことにより発生した障害の修復作業。
- (8) 「本機器」の改造、他の機器の取り付けで生じた障害の修復作業。
- (9) 原則として、通常の運用に因らない場合の損失あるいは破壊されたデータの修復作業。
- (10) 原則として、通常の運用に因らない場合の「本ソフトウェア」の再インストール作業。
- (11) CD-R、USB フラッシュメモリ、トナー、用紙等の各種消耗品の補充と納入。
- (12) 「本機器」の設置、移転、撤去等に関する工事。
- (13) 通信に関する設備の設置及び撤去に関する工事。
- (14) ローカルエリアネットワークの設備設置及び撤去に関する工事。
- (15) 操作指導教育。
- (16) 保険請求等に関する業務及びマスター登録を含む全ての入力作業。
- (17) 乙の保守サービス取扱時間外に甲の要請により行う保守サービス。
- (18) 入力済みデータのバックアップ装置からの復元された内容と最終データの内容の差分を補充する入力作業。
- (19) 移転、法人化などに伴う医療機関コード変更手続き

第3条（保守サービスへの協力）

甲は、乙の行う保守サービスが円滑に行われるよう、下記の通り協力をしなければならない。

1. 甲は、乙又は乙の指定する保守担当者が行う保守サービスのため「本機器」の設置場所に立ち入ることを認め、その作業場所を提供する。
2. 甲は、乙又は乙の指定する保守担当者が行う保守サービスにつき、保守に必要とする電力や用紙等の消耗品等を提供する。
3. 甲は、乙又は乙の指定する保守担当者に対し、障害が発生した前後の状況を説明する。
4. 甲は、乙又は乙の指定する保守担当者に対し、「本ソフトウェア」などに障害が発生したときに行うリモートによるデータ収集作業に協力する。

第4条（保守料金及び支払い条件）

1. 甲は乙に毎月別途乙が定める月額に消費税を加えた額の保守料を支払うものとする。
2. 乙は甲に対し、毎月1日に当月分の月額保守料金を請求するものとする。
3. 前項の請求書に基づき甲は乙に対し、原則として甲の指定する口座より口座振替にて月額保守料金を支払うものとする。口座振替日は、毎月23日（土曜、日曜、祝日の金融機関休業日の場合は翌営業日）とする。

4. 甲が乙の指定する口座へ月額保守料金の振込を希望する場合、甲乙協議の上決定するものとし振込手数料は甲の負担とする。
5. 甲の「本機器」の構成内容の変更があった場合、もしくは、乙の定める月額保守料金が改定された場合には、乙は改定後の月額保守料金を申し受けることとする。
6. 消費税率の改定があった場合は、その時点での消費税率を適用する。

第5条（契約対象及び期間）

本契約は、別紙の『医療機関情報変更及び譲渡に関するルール』第2条に従って、乙がその譲渡を認めた場合を除き、甲に「本ソフトウェア」の所有権があるかもしくは、甲に「本ソフトウェア」の賃借権がある場合に限り有効とし、「本ソフトウェア」の保守契約開始日より、甲が「本ソフトウェア」を使用する限り継続するものとする。

第6条（契約の解除）

1. 甲又は乙は解除希望日の前々月末日までに書面により契約の全部または一部の解除を相手方に申し出た場合当該希望日をもって本契約を解除できるものとする。ただし、甲が解除の申出をした場合、解除月までの保守料金を支払うものとする。
2. 甲がソフトウェア使用許諾条項に違反している場合は、乙は直ちに本契約を将来に向けて解除できるものとする。
3. 甲又は乙が次の各号の一つでも該当したときは、相手方は何等の通知・催告を要せず、本契約の全部又は一部を解除することができる。
 - (1) 手形又は小切手が不渡りとなったとき。
 - (2) 差押、仮差押、仮処分又は競売の申し立てがあったとき、もしくは租税滞納処分を受けたとき。
 - (3) 破産、会社更生開始又は民事再生開始の申し立てがあったとき。
 - (4) 解散もしくは営業の全部又は重要な一部を第三者に譲渡しようとしたとき。
 - (5) 本契約に違反し、又は本契約による債務を相当の期間定めた催告にもかかわらず履行しないとき。

第7条（責任の制限）

1. 甲は所定の使用方法によって「本機器」を使用し、使用場所の環境を所定の条件に設定・維持するものとする。
2. 乙は誠意を持って甲への保守サービスを提供するが、万一障害を解決できない場合であっても乙により繰り返し対応を行った場合には、甲の被る損害に対し乙は責任を免れるものとする。

第8条（守秘義務）

本契約の期間中のみならず、契約解除後といえども、甲及び乙は「本ソフトウェア」及び「本機器」を導入し、使用すること及び本契約を実行する上で知り得た相手方の業務上の秘密を第三者に漏洩してはならない。

第9条（業務の委託）

乙は、本契約から生じる保守サービスに関して、その全部又は一部について乙の指定する保守サービス会社に委託することができるものとする。

第10条（管轄裁判所）

本契約に関わる紛争は、原則として東京地方裁判所を第一審の専属管轄裁判所として解決する。

第11条（協議）

本契約に定めのない事項又は本協定について疑義の生じた事項については、甲及び乙はその都度誠意をもって協議のうえ解決し、必要に応じて文書を取り交わすものとする。

ソフトウェア使用許諾条項

お客様（以下甲という）は、デンタルシステムズ株式会社（以下乙という）が著作権を保有し、乙が供給する『POWER4G』のソフトウェア製品を構成するコンピューター・プログラム（以下「本プログラム」という）およびマニュアル等の関連資料一式（以下「関連資料」といい、「本プログラム」とあわせて「本ソフトウェア」という）に関して、使用許諾権を乙により直接取得したか、リース会社経由で取得したか否かに拘わらず、下記使用許諾条項の全てに同意することを条件として、乙から「本ソフトウェア」が使用許諾される。

第1条（著作権）

「本ソフトウェア」は著作権の保護に関する国際条約および著作権法によって保護されており、「本ソフトウェア」の著作権は乙に帰属する。

第2条（使用权）

本条項のいかなる文言も、乙が著作権の全部又は一部を甲に譲渡すると解釈されてはならない。

第3条（禁止事項）

1. 別紙の『医療機関情報変更及び譲渡に関するルール』第2条に従って、乙がその譲渡を認めた場合を除き、契約上の地位の移転を禁止する。
2. 甲は乙の書面での承認がない限り、「本ソフトウェア」を複製してはならない。
3. 甲は乙の書面での承認がない限り、「本ソフトウェア」の全部又は一部を改変してはならない。
4. 甲は「本ソフトウェア」を逆コンパイルもしくは逆アセンブルし、又はその他の法でリバース・エンジニアリングしてはならない。

第4条（保証の制限）

1. 「本ソフトウェア」は現状のまま提供されるものであり、乙は「本ソフトウェア」の標準仕様外の甲の特定目的のための適合性について保証するものではない。又、乙は「本ソフトウェア」の標準仕様外の使用及び使用結果について、いかなる保証をするものではない。
2. 「本ソフトウェア」に関する乙の損害賠償責任は、乙の故意又は重大な過失による場合を除き、契約責任、不法行為責任その他法律上の請求原因を問わず、甲が支払った「本ソフトウェア」の代金の額を限度とする。

第5条（使用許諾の終了）

1. 甲が保守契約を解除した場合は、甲の使用許諾権は消滅する。
2. 甲が本契約条項のいずれかの条項に違反し、甲に対して7日の催告期間をもって書面で通知しても違反が是正されない場合は、乙は本契約を解約することができる。
3. 前2項の場合、甲は直ちに「本ソフトウェア」の使用を中止し、コンピューターにインストールされた本ソフトウェアを削除しなければならない。

第6条（協議）

本契約に定めのない事項又は本協定について疑義の生じた事項については、甲及び乙はその都度誠意をもって協議のうえ解決し、必要に応じて文書を取り交わすものとする。